

厚生労働省発基労第 0702027 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 7 月 2 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 中小企業労働時間適正化促進助成金の創設

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の社会復帰促進等事業として、中小企業労働時間適正化促進助成金を創設し、次のいずれにも該当する中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下である事業主をいう。以下同じ。）に対して支給するものとする。

一 二の認定の日において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に規定するところにより、当該基準に規定する労働時間の延長の限度を超えて労働時間を延長することができる旨を定めた同条第一項の協定を締結している中小事業主又はこれに準ずる中小事業主であること。

二 労働時間の適正化のための措置を定める計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた中小事業主

であつて、当該計画に基づく措置として、時間外労働の削減その他の労働時間の適正化のための措置及び三百万円以上の省力化投資等又は労働者の雇入れを実施したものであること。

三 二の措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小事業主であること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。